

国際教養大学「個別の入学資格審査」について

学校教育法施行規則第 150 条第 7 号による「大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの」として本学へ出願を希望する者は、事前に本学の入学資格審査を受け、入学資格を認められた場合に限り出願できます。2026（令和 8）年度入試に関する入学資格審査は、次のとおり実施します。

1. 個別の入学資格審査を申請できる者

高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると見込まれる者で、2026 年 3 月 31 日までに原則、満 18 歳に達していること。ただし、9 月入学を希望する場合は、2026 年 8 月 31 日までに原則、満 18 歳に達していること。

2. 申請の手続き

（1）申請期限（いずれも必着）

大学入学共通テストの受験を希望する者については、2025 年 9 月 10 日（水）とする。

ただし、大学入学共通テスト受験後に本学への出願を希望する者は、2026 年 1 月 21 日（水）とする。

特別選抜試験への出願を希望する者については、出願を希望する入学試験の出願受付開始日の 1 ヶ月前とする。

（2）申請書類

- 1 大学が定める所定の申請書（別紙 1）
- 2 高等学校等の卒業証明書または卒業見込み証明書
- 3 高等学校等の成績証明書またはこれに準ずる書類
- 4 出身高等学校等について次の各事項が記載された書類（学校案内等）
 - a) カリキュラム（修業年限、授業科目、授業時間数、必要単位数が明記されているもの）
 - b) 認定を受けている評価団体（WASC、ACSI、CIS 等）
- 5 その他本学が必要と認めた書類

（3）申請書の提出方法および提出先

申請書類は郵送での提出（書留郵便）とし、封筒のおもて面に「入学資格認定申請書在中」と朱書きすること。また、本学に提出いただく申請書類の返送および審査結果書類送付のため、返信用封筒（角形 2 号、簡易書留速達料金分（重さ 150g 以内）の切手を貼付し、あて先を明記したもの）を同封すること。

提出先

〒010-1292 秋田市雄和椿川字奥椿岱

国際教養大学 アドミSSIONズ・オフィス 宛

3. 審査機関

本学「入学試験委員会」において行う。

4. 審査方法

申請書類により審査を行うものとし、申請書類の不備や疑義等がある場合は、期間を定めて当該申請書類の補正を求め、それが満たされないときは審査を拒否することがあります。

5. 審査基準

申請者が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかを審査する。

6. 認定

審査の結果、入学資格を認める場合は、申請者に対して国際教養大学入学資格認定書（様式1）を交付します。入学資格を認めない場合は、申請者に対してその理由を付して通知します（様式2）。

なお、認定の効力は同一年度の各入学試験に及ぶものとします。（たとえば、10月に行われる総合選抜型入試Ⅰ（4月入学）に出願するとして審査を申請し、認定された場合は、翌年夏に行われる総合選抜型入試Ⅱ（9月入学）に出願する場合に、改めて審査を申請する必要はありません。）

7. 認定の取り消し

申請者が高等学校に対応する学校の課程の修了見込みで申請した場合であって、その要件が満たされない場合は、入学資格認定を取り消します。

国際教養大学入学資格審査申請書

年 月 日

国際教養大学長 殿

(ふりがな)

申請者氏名

(男・女)

(自署)

生年月日(西暦)

年

月

日生

私は、2026（令和 8）年度国際教養大学入学試験を受験したいので、必要書類を添えて入学資格の認定を申請します。

記

申請者住所：〒

電話番号：

【添付書類】

- ・卒業証明書または卒業見込み証明書
- ・成績証明書またはこれに準ずる書類
- ・次の各事項が記載された書類（学校案内等）
 - a) カリキュラム
(修業年限、授業科目、授業時間数、必要単位数が明記されているもの)
 - b) 認定を受けている評価団体
- ・返信用封筒（角形 2 号、簡易書留速達料金分(重さ 150g 以内)の切手を貼付し、あて先を明記したもの)